

愛知県教育委員会 「教員の多忙化解消プラン」に関する見解

あいち県民教育研究所 教育への権利部会

2017年3月27日

本日、愛知県教育委員会は「教員の多忙化解消プラン」を公表した（以下、「同プラン」）。同プランは、昨年11月29日に公表された「教員の多忙化解消プロジェクトチーム」による「教員の多忙化解消に向けた取組に関する提言」（以下、「同提言」）を受けて作成されたもので「あいちの教育ビジョン2020－第3次愛知県教育振興基本計画」に基づく実施計画として位置づけられるものである。

同提言では、公立学校の教員の長時間労働を問題にし、「教員が授業等の教科指導や学級経営に特化できる体制の実現」や、「教員の業務量に見合った人的配置」を求め、部活動に関しては「長期的には学校教育活動からの部活動の切り離しを検討すべき」などと注目される提言を行っていた。それだけに県教育委員会がどのようなプランを出すか私たちも注目してきた。

今回出されたプランは、プロジェクトチームでの民間出身委員などの厳しい意見を受け、県教育委員会としては比較的踏み込んだ提案を行っており、全体としては評価出来る内容を含むものである。「教員の多忙化の解消に向けた、実効性のある具体的な取組を推進」していくこと、「教員が学習指導、生徒指導などの本来の業務に専念できる環境づくりを進める」と宣言したことは高く評価する。しかし、詳細に検討すると教員の多忙化を解消するためにはまだまだ不十分な点が多い。そのような点に絞って、私たちの見解を述べることにする。

1. 教員の勤務時間外の在校時間の削減目標について

まず、教員には原則として時間外勤務は命じないものとされていること、時間外労働を命ずることが出来る場合は「超勤4項目」に限定されていること、一般の労働者の時間外勤務は、1ヶ月45時間、年間360時間が限度であることの確認が必要である。

「同プラン」では、勤務時間外の在校時間の削減目標を月80時間を基準として設定している。しかし月80時間というのは「過労死ライン」である。プロジェクトチームでは、厚労省の告示に基づく1ヶ月45時間といった目標も示されていた。しかも県の調査は、教員の「持ち帰り仕事」による時間外労働は含まれていない。削減目標を早急に引き下げるべきである。

*1ヶ月80時間が許容されれば、毎週土日のいずれか4時間として、平日は毎日3時間の時間外勤務が可能となる。朝8時から夜8時まで連日勤務することになる。これでは教員の生命と健康を守ることは出来ない。

2. 在校時間管理の適正化について

出退勤管理を電子化する方向を打ち出したことは評価できる。自己申告制では正確な管理が出来ないことは明白である。しかし電子化したとしても休日の校外での部活動指導の

未入力、退勤処理をした後の勤務など不適正な運用が続くことが想定される。厳密な実施が行われるような指導が必要である。

さらに、休憩時間がほとんど確保されていない現状の抜本的解決策を示すことが必要である。

3. 勤務時間の割振の適正な実施

すべての学校で割振変更簿が整備、運用されているかどうかの緊急調査が必要である。また学校行事等以外でも日常の業務（部活動指導を含む）を行う時間外勤務も割振対象とすべきである。

市町村立小中学校で確実に整備、運用されるように県教委として指導を行う必要がある。

4. 部活動指導に関して

①学習指導要領に記載のない小学校での部活動の実施を当然視していることは問題である。小学校の部活動は直ちに廃止すべきである。

②休養日の設定（高校：週1日以上、中学：週2日以上）は現行の文科省のガイドラインと同じであり改善がみられない。教員の休日（土日）の部活動の実施は原則禁止すべきである。これなくして、在校時間の削減目標は達成できない。

③朝練習の取扱いを今後定めるガイドラインに委ねているが、これも「同提言」が求めているように原則、実施しないことにすべきである。

④平日の部活動指導に対する手当支給に関する記述がない。

⑤部活動の顧問をするかしないかの選択権を教員に保障することが急務である。

⑥一部の地域で行われている全員入部制を直ちにやめさせるべきである。

⑦長期的に学校教育から切り離す際の受け皿としての「総合型地域スポーツクラブ」の育成に関して工程表を含めて具体的な内容がない。

5. 教員の増員について

「同提言」では、教職員の定数増について、「県独自に拡充していくことが求められる」としている。しかし、「同プラン」では、「教職員定数の改善」として、「標準法に基づく適正配置に努める」という当たり前のことを記述するのみで、県独自の財政出動を伴う改善策については触れていない。教育費を優先的に確保する努力が必要である。

6. 新任教員への配慮

「同プラン」では新任教員にたいする配慮が見られない。初任者研修の内容の見直し、新任教員には部活動顧問をさせないことなど、若い教師を育てていく観点が必要である。

私たち、あいち県民教育研究所・教育への権利部会は25年にわたって愛知の教職員の権利確立のために活動をしてきた。多忙化問題は教師が教師として働き、学び、生活していくうえで最大の障害となっているといえる。これからも県、および市町村教育委員会が多忙化問題にどのように対応していくか注視し、必要な改革提言を行っていくつもりである。